民生協議会協議事項

日時 令和2年2月20日(木) 午前10時 場所 第3委員会室

- 所管事項の報告について
 - 1 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)の概要 について
 - 2 八戸市福祉センター条例の一部改正(案)の概要について
 - 3 八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条 例(案)の概要について
 - 4 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要について
 - 5 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正(案)の概要について
 - 6 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正(案)の概要について
 - 7 八戸市総合保健センター条例(案)の概要について
 - 8 八戸市休日夜間急病診療所条例の一部改正(案)の概要について
 - 9 八戸市休日歯科診療所条例(案)の概要について
 - 10 八戸市保健所条例の一部改正(案)の概要について
 - 11 八戸市手数料条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
 - 12 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 13 八戸市食品衛生法施行条例の一部改正(案)の概要について
 - 14 八戸市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(案)の概要について
 - 15 繁忙期における休日開庁の実施について
 - 16 医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて
 - 17 八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正(案)の概要について

民生協議会資料 令和2年2月20日 福祉部福祉政策課

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

災害 形慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、災害 形慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するためのもの。

2 主な改正内容

(1) 災害弔慰金等支給審査委員会の新設

改正後の法第 18 条で「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を 調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を 置く」ことが市町村の努力義務とされたことから、審査委員会を新設する。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 委員の報酬及び費用弁償を定める別表に審査委員会を追加する。

3 審査委員会の概要

(1) 審査内容

災害

・
災害

・
慰金及び

災害

で

まるもので

あるか

否かの

判定が

困難な場合

に、

市長の

諮問に

応じて

調査審議し、

その

結果を

答申する。

(2) 組織 (予定)

ア 委員構成

【外部委員】医師、学識経験者(弁護士)等 4名

【内部委員】市担当部長 1名

計5名

イ 委員の任期 1年

4 施行期日

民生協議会資料 令和2年2月20日 福祉部福祉政策課

八戸市福祉センター条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

福祉公民館の使用料に冷房料を加えるとともに、結婚式場を廃止して事務室を設置し、その使用料を定めるためのもの。

2 主な改正内容

- (1) 冷房設備の設置に伴い、冷房設備を使用する場合の冷房料を使用料に加える。 ア 大会議室 1時間当たり550円(暖房料と同額)
 - イ 大会議室以外の会議室等 1時間当たり160円 (暖房料と同額)
- (2) 結婚式場を廃止する。
- (3) 行政財産目的外使用許可を受けて各種団体が入居している部屋(結婚式場を含む。)を「事務室」とし、使用料を定める。

事務室の使用料:1年につき使用面積に1m²当たり7,000円を乗じて得た金額

3 施行期日

民生協議会資料 令和2年2月20日 福祉部 生活福祉課

八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する 基準を定める条例(案)の概要について

1. 制定の理由

無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、平成30年6月社会福祉法が改正され、都道府県、指定都市、中核市は厚生労働省令を踏まえ、当該施設の設備及び運営に関する基準を定めることとされたため、令和2年4月1日の施行に向けて条例を定めるもの。

2. 無料低額宿泊所の概要

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業のうち「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行うための施設 (社会福祉法第2条第3項第8号)。現時点で市内に該当する施設はない。

3. 条例(案)の構成及び主な内容

第1章 総則

条例の趣旨、無料低額宿泊所の範囲について規定。

第2章 基本方針

無料低額宿泊所の基本方針について規定。

第3章 設備及び運営に関する基準

【内容】

○居住環境の整備

・居室は個室とし、面積は 7.43 m² (地域の事情によって 4.95 m²) 以上とする。

○防火·防災対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火 災報知設備の設置義務がない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

○利用手続き・利用料金の適正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、市に 届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者 の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、 帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

○長期入居の防止・居宅生活移行

- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認 するともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。

4. 施行期日

民生協議会資料 令和2年2月20日 福祉部こども未来課

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正(案)の概要について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (内閣府令)」が令和元年5月31日に一部改正されたことに伴い、当市においても特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化実施に伴い、用語の整理等を行うほか、特定教育・保育施設において徴収している給食費のうち副食費の取り扱いについて、以下のとおり徴収免除対象**を除く1号認定児童及び3歳以上の2号認定児童から徴収するよう変更する。

	対象		1 号認定 【教育/満3歳以上】	2 号認定 【保育/3歳以上】	2・3号認定 【保育/満3歳以下】	
変更前	給食費	主食	主食 実費負担 実費負担		保育料の一部	
多 文 刊	和及其	副食	実費負担	保育料の一部	「木目が70ノーロ」	
		主食 実費負担		実費負担	伊 本料 の 、如	
変更後	給食費	副食	徴収免除対象 ^{**} を除き 実費負担	徴収免除対象 ^{**} を除き 実費負担	保育料の一部	

※徴収免除対象

以下の対象ごとに要件のいずれかに該当する場合に副食費の徴収が免除される。

対象	要件				
1号認定	①対象児童の保護者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満				
【教育/満3歳以上】	②対象児童が小学校3年生以下の兄姉から数えて第3子以降				
2号認定	①対象児童の保護者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満(保護者がひとり親等の場合は77,101円未満)				
【保育/3歳以上】	②対象児童が小学校就学前の兄姉から数えて第3子以降				

3 施行期日

公布の日から施行

4 内閣府令における経過措置

市町村の条例改正は、改正府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内

民 生 協 議 会 資 料 令和 2 年 2 月 20 日 福祉部こども未来課

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(内閣府・文部科学省・厚生労働省令)」の一部改正が令和元年10月18日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、当市においても幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長 又は教頭の資格要件は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に 限ることを原則としている。

ただし、制度施行後5年間(令和元年度末まで)は、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者で良いこととする特例を設けているが、この経過措置を5年から10年に延長するもの。

○職員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件

改正前	改正後
幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者。 ただし、制度施行から5年間は、いずれか一方を受けている者で良い。	

3 施行期日

民生協議会資料 令和2年2月20日 福祉部子育て支援課

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正理由

放課後児童支援員の資格に係る特例の期限を3年間延長するためのもの。

2. 改正内容

放課後児童支援員は、原則、保育士等の資格を持つ者であり、かつ、都道府 県知事等が実施した研修(認定資格研修)を修了したものでなければならない が、令和2年3月31日までの間は、認定資格研修を修了していない者であっ ても、保育士等の資格を有し、同日までに当該研修を修了予定の者を、放課後 児童支援員とみなすことができる経過措置が設けられていた(「みなし支援 員」)。

当該経過措置の終了にあわせて、児童福祉法の一部改正(令和2年4月1日施行)により、これまで従うべき基準として厚生労働省令で定められていた放課後児童健全育成事業の基準が、参酌すべき基準とされた。八戸市の現状において、みなし支援員の廃止により基準を満たさないこととなる事業所が発生しないよう、放課後児童支援員数の拡充を図るための期間として、みなし支援員の経過措置期間を一時的に延長するもの。

3. 施行期日

令和2年4月1日

4. 参考

- (1)市内放課後児童クラブ職員数224人※全49クラブ(令和元年9月時点)
- (2)上記のうち、放課後児童支援員数 139人 (各クラブに概ね1~7人配置)

民生協議会資料令和2年2月20日健康部総合保健センター推進室

八戸市総合保健センター条例(案)の概要について

1. 制定の理由

現在、田向地区に整備中の(仮称)八戸市総合保健センターについて、公の施設として設置し、その管理について必要な事項を定めるためのもの。

2. 条例の主な内容

- (1) 名称及び位置
 - ・名称:八戸市総合保健センター
 - ·位置:八戸市田向三丁目6番1号
- (2) 使用等の手続きに関する事項
 - ・使用の許可及び条件
 - 使用制限
 - ・使用条件の変更等
- (3) 使用料

使用料は、市内の集会等に供する公の施設の使用料を参考にしながら設定。

(4) その他管理に関する事項

使用料の還付・減免、目的外使用等の禁止、特別設備の設置等の許可、秩序保持、 入館の拒否等、使用者の現状回復義務、損害賠償等について定める。

3. 施行期日

令和2年6月1日

4. その他

条例を施行するために必要な準備行為については、この条例の施行前からできること とし、これを附則において規定する。

民生協議会資料令和2年2月20日健康部総合保健センター推進室

八戸市休日夜間急病診療所条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正の理由

休日夜間急病診療所の位置を変更するとともに、その他所要の改正をするためのもの。

2. 主な改正内容

休日夜間急病診療所の位置の変更

現行	\rightarrow	改正 (案)	
八戸市根城八丁目8番39号	\rightarrow	八戸市田向三丁目6番1号	

3. 施行期日

令和2年6月1日

4. その他

令和2年5月29日(金)まで	現行の施設で診療	
30日 (土)	投車、準件作業のなみ仕念	
31日 (日)	移転・準備作業のため休診	
6月1日(月)から	新施設で診療開始	

民生協議会資料令和2年2月20日健康部総合保健センター推進室

八戸市休日歯科診療所条例(案)の概要について

1. 制定の理由

現在、田向地区に整備中の(仮称)八戸市総合保健センター内に休日歯科診療所を設置し、その管理について必要な事項を定めるためのもの。

2. 条例の主な内容

(1) 名称及び位置

名称:八戸市休日歯科診療所

位置:八戸市田向三丁目6番1号

(2) 使用料及び手数料

	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第2					
使用料	歯科診療報酬点数表により算定した額					
工业业	詳細な診断書	1通につき5,500円				
手数料	その他の診断書	1 通につき2,750円				

3. 施行期日

令和2年6月1日

4. その他

診療開始は、施行期日以降、最初の日曜日である6月7日(日)を予定。

民 生 協 議 会 資 料 令和2年2月20日 健康部保健所保健総務課

八戸市保健所条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正理由

(仮称) 八戸市総合保健センターの開設にあわせ保健所を移転することに伴い、保健所の位置を変更するためのものである。

2. 改正内容

保健所の位置を「八戸市内丸一丁目1番1号」から「八戸市田向三丁目6番1号」 に変更する。

3. 施行期日

令和2年6月1日

八戸市手数料条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

1 理由

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第 1 項の規 定により専決処分したもの

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市手数料条例別表第3において引用している毒物及び劇物取締法の条項を「第4条第4項」 から「第4条第3項」に改めるもの

【参考】

改正後				改正前			
別表第3(第2条関係)				別表第3(第2条関係)			
衛生園	関係手数料	ł		衛生関係手数料			
13 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律 第 303 号。以下この表において「法」と いう。)関係事務				13 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律 第 303 号。以下この表において「法」と いう。)関係事務			
手数料を徴 4 収する事務	名称	金額		手数料を徴 名称 収する事務			金額
2 法 <u>第4</u> 毒物 条第3項 売業	•劇物販登録手数	1 件につき 6,600円		2 (分 () () () () ()	を 入り とう ない とう と 第4 定く は 販 登新に 審別 子 の の 更 請る で まり で ま	毒物·劇物販 売業登録更 新申請手数 料	1件につき 6,600円

※関係部分のみ抜粋

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 処分年月日

令和2年1月30日

民 生 協 議 会 資 料 令和 2 年 2 月 2 0 日 健康部 保健所 保健総務課、保健予防課

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

(1) 新型コロナウイルス感染症とは

ウィルス性の風邪の一種。飛沫感染や接触感染で感染すると言われており、発熱やのどの痛み、 咳が長引く(1週間前後)ことが多く、倦怠感を訴える方が多いことが特徴。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)と言われており、重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されている。

(2) 発生状況 (厚生労働省発表 令和2年2月18日12:00現在)

①国外:72,812人(死亡者数1,872人)

②国内 単位:人

	PCR 検査	PCR 検査陽性者						
	実施人数	(うち湖北省 滞在歴あり)	うち	うち有症状者				
			無症状		退院	入院中	死亡者	
国内事例	523	53 (12)	9	44	12	31	1	
チャーター便 帰国者事例	764	13 (13)	4	9	4	5	0	
合計	1, 287	66 (25)	13	53	16	36	1	

③クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での発生状況

陽性が確認されたのは、延べ1,723人中454人となっている。

2. 国の対応

- (1) 感染症予防法に基づく「指定感染症」への指定(令和2年1月28日公布。2月1日施行)
 - ・医師の届出、入院勧告、就業制限 等
- (2) 厚生労働省に電話相談窓口を開設(令和2年1月28日設置)
 - 0120-565653 [受付時間:9:00~21:00 土日・祝日も実施]
- (3) 健康フォローアップセンターの設置(令和2年1月29日設置)
 - ・チャーター便での帰国者等の定期的な健康観察等を実施
- (4) 政府対策本部の設置(令和2年1月30日設置)
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部(局)長会議の開催(令和2年2月6日)

3. 市保健所の対応について

(1) 相談窓口の整備(令和2年2月6日設置)

感染の拡大防止のため、直接一般の医療機関を受診させず、事前に「帰国者・接触者相談センター」に連絡いただき市保健所が受診を調整することを目的。

①一般健康相談(市民からの一般健康相談窓口)

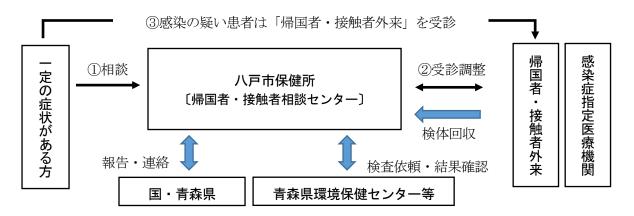
平日8:15~17:00 43-9271 / 43-9184 (保健所 健康づくり推進課)

②帰国者・接触者相談センター (一定の症状がある方の相談窓口)

平日8:15~17:00 43-2291 (保健所 保健予防課)

休日・夜間 43-2111 (市役所代表 巡視から保健予防課へ)

一定の症状がある方の受診の流れ



帰国者・接触者相談センターに相談いただく目安 [令和2年2月17日改正]

- ①次のいずれかに該当する方
 - ア. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
 - イ. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ②重症化しやすい高齢者や糖尿病等の基礎疾患がある方、抗がん剤等を用いている方は、上の症状が2日程度続く場合
- ③妊婦の方は、重症化しやすい方と同様に、早めに相談

(2) 八戸市健康危機管理対策会議の開催(根拠:八戸市健康危機管理対策実施要綱)

座長:八戸市保健所長

会議:第1回 令和2年2月7日(金) 市医師会、公的3病院、消防等の関係機関

第2回 令和2年2月12日(水) 庁内関係課

※今後の事態の進展によっては、市長を本部長とする市健康危機管理対策本部を設置する。

(3) 八戸市立市民病院の新型コロナウイルス感染症対策訓練への参加(令和2年1月28日実施)

4. 情報発信・周知活動について

(1) 関係機関等

- ①医療機関に対して新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内感染対策の徹底を依頼
- ②旅館業営業者に対して旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について 情報提供
- ③関係団体や施設への情報提供と普及啓発(ポスターの配付等)

(2) 市民

- ①市ホームページ(専用サイト)を通じた注意喚起、情報提供
- ②ほっとスルメールでの注意喚起
- ③町内会でのチラシ回覧(令和2年2月14日チラシ送付済)
- ④報道機関等への情報提供
- ※今後、「広報はちのへ」「テレビ広報」等を活用した情報発信する予定。

■周知のポイント

- ①咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒などの徹底
- ②一定の症状のある市民は、一般の医療機関(休日夜間急病診療所を含む)を直接受診せず、あらかじめ「帰国者・接触者相談センター」に連絡した上で「帰国者・接触者外来」等を受診する。

民生協議会説明資料 令和2年2月20日 健康部保健所衛生課

八戸市食品衛生法施行条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

食品衛生法の一部改正により、営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準については国が定めることとなったため、条例の当該基準に係る規定を削除するもの。

2 改正の主な内容

営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準(※)に係る規定(第3条並びに別表第1及び別表第2)を削除する。

※施設・設備や機械・器具の洗浄・消毒の徹底、食品の衛生的な取扱い、ねずみや昆虫等の対策、食品取扱者の日々の健康管理・手洗いの励行など衛生管理を行うための一般的な基準

3 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

4 経過措置

施行日から1年間は従前の例による。

民生協議会説明資料 令和2年2月20日 健康部保健所衛生課

八戸市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(案)の概要について

1 制定の理由

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)の一部改正により、条例で定めるところにより動物愛護管理担当職員を設置することとされたため。

2 条例案の主な内容

動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

※動物の愛護等に係る事務:飼い主や拾得者等からの犬猫の引取り、負傷動物の保護、 引取り及び保護した犬猫等の保管、飼い主への返還手続き、犬猫等の飼育に係る指導 等。

3 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

繁忙期における休日開庁の実施について

1. 概要

市民サービス向上の観点から、住所異動が集中する年度末及び年度初めの休日に関係課が窓口業務を実施するもの。

2. 開庁日

令和2年3月28日(土)、3月29日(日)、4月4日(土)

3. 開庁時間

午前8時15分から午後5時

4. 開庁窓口と取扱い業務

課名	取扱い業務				
	・住所異動に関する届出				
市民課	・戸籍に関する届出				
	・住民票の写し、印鑑証明書、戸籍謄抄本の発行など				
国保年金課	国民健康保険の資格取得喪失関係届出				
	・子どもの健診等に関する手続き				
健康づくり推進課	・妊娠届出及び母子健康手帳の交付				
	・妊婦委託健康診査受信票等の交付				
	・ひとり親家庭等医療費申請				
	・子ども医療費申請				
子育て支援課	・児童手当及び児童扶養手当の認定請求及び諸届出				
	・遺児弔慰金申請				
	・遺児入学卒業祝金申請				
こども未来課	・保育所等の入退所申請				
学校教育課	・就学(転校・新入学等)に関する業務				

5. その他の対応

市民課及び国保年金課は、上記3日間の開庁日の他に、3月・4月の毎週土曜日の午前中、 上記表に記載の取扱い業務を行います。

6. 周知方法

- ・広報はちのへ3月号(2月20日発行)への掲載
- 市ホームページへの掲載
- ・報道機関へのお知らせ

民生協議会資料令和2年2月20日市民病院事務局管理課

医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて

平成30年9月27日に市民病院において、脳梗塞により後遺障害が発生した患者に対する医療事故について、損害賠償の額を定めるためのもの。

- 1 事故の概要
 - (1) 発生月日 平成30年9月27日
 - (2) 患 者 青森県内在住の 60 歳代の女性
 - (3) 事故の態様 平成 30 年 9 月 27 日に院内で実施された未破裂脳動脈瘤の治療に 係る血管内手術において、合併症の一つである脳梗塞を発症し後 遺障害が生じた事例について、血液凝固阻止剤が予定された手順 どおりに投与されなかったことが、合併症の発生リスクを高めた 可能性があることから、損害賠償を行うもの。
 - (4) 再発防止策 手術前にスタッフ間で術式や手順及び、医師の指示事項を書き出 し共有することを再度徹底する。
- 2 損害賠償額 11,000千円(慰謝料その他の全ての損害を含む)

民 生 協 議 会 資 料 令和 2 年 2 月 2 0 日 市民病院事務局管理課

八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例 の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

八戸市立市民病院緩和ケア病棟(20床)の設置に伴い、病床数を変更するためのもの。

2 改正の内容

病床名	病床数 (改正前)	病床数 (改正後)
一般病床	552床	572床
精神病床	50床	50床
感染症病床	6床	6床

3 施行期日

令和2年5月27日